

津市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱

平成18年1月1日訓第128号

改正 平成26年10月31日訓第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、基本的な生活習慣の欠如等により社会適応が困難な高齢者が要介護状態となることを予防し、当該高齢者等の福祉の向上を図るため、当該高齢者を一時的に養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、在宅複合型施設又は軽費老人ホーム（以下「施設」という。）に宿泊させることにより、日常生活習慣等の指導及び体調の調整を行うこと（以下「生活管理指導短期宿泊」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 生活管理指導短期宿泊を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの（感染性の疾病を有する者及び入院治療を必要とする者を除く。）とする。

- (1) ひとり暮らしの者又はおおむね65歳以上の者のみにより構成された世帯に属する者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による要介護者又は要支援者に該当しないと認められたもの（以下「非該当者」という。）及び法の規定による要支援者に該当すると認められたもので、介護サービスを利用していないもの（以下「要支援認定者」という。）のうち、体調不良等により一時的に宿泊による介護又は見守りが必要なもの
- (2) 非該当者又は要支援認定者の介護等を日常的に行う者が疾病、出産、冠婚葬祭又は急病等のやむを得ない理由により非該当者又は要支援認定者を介護することができないために在宅生活が困難な者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(生活管理指導短期宿泊の内容)

第3条 生活管理指導短期宿泊の内容は、対象者を施設に宿泊（対象者が必要とする場合における当該対象者の自宅と施設との間の送迎（以下「送迎」という。）を含む。）させ、生活習慣の指導を受けさせるとともに、体調の調整

を行うこととする。

2 生活管理指導短期宿泊は、原則として1年につき10日以内とする。

(利用の手続)

第4条 生活管理指導短期宿泊を利用しようとする者は、生活管理指導短期宿泊利用申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を生活管理指導短期宿泊利用決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに、生活管理指導短期宿泊の利用の決定をしたときは、その旨を生活管理指導短期宿泊実施依頼通知書(第3号様式)により第8条の規定により委託を受けて生活管理指導短期宿泊を実施する者(以下「受託者」という。)に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により生活管理指導短期宿泊の利用の決定を受けた者がいるときは、直ちにその者に係る利用の決定を取り消すものとする。

(廃止等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活管理指導短期宿泊を廃止し、又は休止するものとする。

- (1) 生活管理指導短期宿泊を利用している者(以下「利用者」という。)の死亡等により生活管理指導短期宿泊を行う必要がなくなったとき。
- (2) 利用者の心身の状況の変化等により生活管理指導短期宿泊を行うことが適当でないとき。
- (3) 利用者が法の規定による要介護者又は要支援者(要支援認定者を除く。)に該当すると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により生活管理指導短期宿泊を廃止し、又は休止したときは、生活管理指導短期宿泊廃止(休止)決定通知書(第4号様式)により利用者等に通知するとともに、その旨を生活管理指導短期宿泊廃止(休止)通知書(第5号様式)により受託者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 利用者は、生活管理指導短期宿泊に要した費用として、法第53条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した介護予防短期入所生活介護に係る費用の額の100分の10に相当する額に準じた額を負担するものとする。この場合において、当該額に100円未満の端数が

生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 食事等に係る実費相当額及び送迎費は、利用者の負担とするものとする。

(委託)

第8条 生活管理指導短期宿泊は、社会福祉法人等に委託してこれを行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定にかかわらず、この訓の施行の日から平成18年3月31日までの間は、合併前の津市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱(平成13年津市訓第12号)、久居市高齢者生活管理指導短期宿泊事業の実施に関する条例(平成12年久居市条例第49号)、久居市高齢者生活管理指導短期宿泊事業の実施に関する条例施行規則(平成12年久居市規則第55号)、河芸町高齢者ショートステイ事業実施条例(平成12年河芸町条例第15号)、ショートステイ実施要綱(平成12年4月施行)、美里村高齢者等ショートステイ事業に関する条例(平成12年美里村条例第16号)、美里村高齢者等ショートステイ事業に関する条例施行規則(平成12年美里村規則第12号)、安濃町ショートステイ事業実施要綱(平成12年安濃町要綱第4号)、香良洲町在宅老人短期保護(ショートステイ)実施要綱(平成3年3月25日制定)、一志町ショートステイ実施要綱(平成2年一志町告示第24号)、とことめの里一志ショートステイ事業実施要綱(平成9年一志町告示第29号)、白山町老人短期入所運営事業実施要綱(平成3年要綱第2号)又は美杉村ショートステイ事業実施要綱(平成3年美杉村要綱第2号)の例による。

附 則(平成26年10月31日訓第117号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

生活管理指導短期宿泊利用申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

電 話



次のとおり生活管理指導短期宿泊の利用を受けたいので申請します。

対象者	ふりがな				性別	男・女	住所	〒	
	氏 名								
	生年月日	年 月 日（ 歳）			電話番号				
同居家族の状況	氏 名	続柄	年齢	勤 務	先	電話番号	備 考		
近親者の状況	氏 名	続柄	年齢	住 所	電話番号	備 考			
備考									

第2号様式（第4条関係）

生活管理指導短期宿泊利用決定（却下）通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日付けで申請のありました生活管理指導短期宿泊の利用について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

決定区分		決定・却下				
利用者	住所	電話番号				
	ふりがな 氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日（歳）	
開始年月日		年 月 日から				
費用負担区分		円				
備考						

第3号様式（第4条関係）

生活管理指導短期宿泊実施依頼通知書

（記号番号）

年 月 日

事業所名（名称）

事業所長（氏名）様

津市長（氏名）印

次のとおり生活管理指導短期宿泊の実施を依頼します。

利用者	ふりがな		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日（歳）		
	住所			
	電話番号			
開始年月日		年 月 日から		
費用負担区分		円		
備考				

第4号様式（第6条関係）

生活管理指導短期宿泊廃止（休止）決定通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日付けで申請のありました生活管理指導短期宿泊の利用について、次のとおり廃止（休止）しましたので通知します。

決定区分		廃止・休止				
利用者	住所	電話番号				
	ふりがな 氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日（歳）	
廃止 休止	年 月 日	年 月 日				
備考						

第5号様式（第6条関係）

生活管理指導短期宿泊廃止（休止）通知書

（記号番号）

年 月 日

事業所名（名称）

事業所長（氏名）様

津市長（氏名）印

次のとおり生活管理指導短期宿泊の廃止をしたので通知します。

利用者	ふりがな		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日（歳）		
	住所			
	電話番号			
廃止 休止	年 月 日	年 月 日		
備考				